

屋外広告物設置許可基準

◇禁止地区・区域・用途地域・物件

1. 用途地域	第1種低層住居、第2種低層住居、第1種中高層住居、第2種中高層住居、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区 *湯布院地域の娯楽レクリエーション地域については、緩和はなし。
2. 道路及び鉄道で知事が指定する区間	①九州横断自動車道長崎大分線：福岡県境から大分市と由布市の境界（挾間町高崎859番4）までの区間 ②国道210号：県道別府湯布院線との分岐点（川北899番5地先）から水分峠（川西1251番4地先）までの区間 ③県道別府湯布院線：大將軍橋（川北大將軍橋）から終点（川北899番5地先）までの区間 ④県道別府一の宮線：全区間 ⑤県道塚原天間線：全区間
3. 道路及び鉄道で知事が指定する地域	①九州横断自動車道長崎大分線：福岡県境から大分市と由布市の境界（挾間町高崎859番4）までの区間のうち別府市を除く区間 *路端から500m未満の地域で、路線から展望することができる区域 ②国道210号：県道別府湯布院線との分岐点（川北899番5地先）から水分峠（川西1251番4地先）までの区間 *道路から展望することができる区域 ③県道別府湯布院線：大將軍橋（川北大將軍橋）から終点（川北899番5地先）までの区間 *道路から展望することができる区域 ④県道別府一の宮線：次の区間を除く区間 県道別府湯布院線との分岐点から国道210号の水分峠に接する地点（川西1251番4地先）までの区間 *道路から展望することができる区域 ⑤県道塚原天間線：全区間 *道路から展望することができる区域 *①～⑤については都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を除いて指定する区域（用途地域がない場合も含む） *無指定、区域外と上記1の禁止地域は禁止。 ⑥小田の池・山下の池から展望できる区域
4. 禁止物件	橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯、石垣、擁壁類、街路樹、路傍樹、信号機、道路標識、防護柵（ガードレール）等
5. 電柱類の禁止物件	はり紙、はり札等、広告旗、立看板
6. 電柱類で知事がしている禁止物件	橋（長さ20m以下のものを除く）及びトンネルの前後それぞれ10m区域内、警戒標識・規制標識（駐車・駐停車禁止の標識除く）及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ20m以内の区域の電柱類

◇届出の必要なし 挾間・庄内・湯布院地域（禁止地区含む全地域）

種別	高さ	面積 ※	突出幅	その他	備考	
野立看板	広告板	上端が地上から3m以下	5㎡以内	—	—	◇自家用であり、自己の住所・事業所・営業所・作業場に設置の場合 ◇道路上に突出したものでないこと ◇各種別ごと1個 ◇複数設置の場合は、面積合計が20㎡以内
	広告塔	上端が地上から4m以下	10㎡以内	—	—	
	サイン・ポール	上端が地上から4m以下	3㎡以内	—	—	
建築物を利用するもの	突出広告	上端が地上から4m以下 *直接描写されたもの除く	5㎡以内	1m以下 (建築限界)	禁止地区の場合、直接描写は上端が地上から5m以下	湯布院のみ：周囲の景観に考慮し、極力設置しないよう努力すること やむを得ず設置する場合は、必要最小限度の規模とすること 全域：禁止地区の設置は不可
	壁面広告	上端が地上から4m以下 *直接描写されたもの除く	5㎡以内	—	1壁面の1/2以内 禁止地区の場合、直接描写は上端が地上から5m以下	
	屋上広告	上端が地上から4m以下、 直接描写は10m以下かつ建築物の高さの2/3以下	10㎡以内	—	—	
	へいに設ける広告物	上端が地上から4m以下 *直接描写されたもの除く	5㎡以内	—	1壁面の1/3以内 禁止地区の設置は不可	
その他の広告物	立看板	上端が地上から2m以内	—	幅 0.9m以内	—	

◇届出の必要ありなしどちらも 由布院盆地景観計画区域内は上記基準とマンセル値・写真規制あり（禁止地区含む全地域）

色相	広告部分	掲示物件	備考
	マンセル値の彩度	マンセル値の彩度	
赤 (R) 系	10以下	4以下	◇原則写真は掲載しない。やむをえず写真を掲載する場合は、表示面積の3分の1以内で表に掲げる色彩とする。 ◇光源は極端に刺激性の強い光源を避けること。
橙 (YR) 系			
黄 (Y) 系			
黄緑 (GY) 系	8以下	3以下	
緑 (G) 系	7以下		
青緑 (BG) 系			
青 (B) 系	8以下		
青紫 (PB) 系			
紫 (P) 系			
赤紫 (RP) 系	10以下		

◇屋外広告物許可基準① 狭間・庄内地域（ただし、禁止地区を除く）

種別	高さ	面積 ※	突出幅	その他	備考	
野立看板	広告板	6m以下	20㎡以内	—	道路上に突出したものでないこと	◇面積により手数料は異なる ◇照明を伴うものは手数料が倍額 ◇条件により1年・3年更新に別れる ※3年更新物件とは管理者が有資格者であること。また、4m以上の広告物は管理者が有資格者であること。経過措置期間平成32年3月31日とする。
	広告塔	15m以下	30㎡以内	—		
	サイン・ポール	10m以下	10㎡以内	—		
建築物を利用するもの	屋上広告	15m以下かつ建築物の高さの2/3以下	—	—	—	
	壁面広告	—	30㎡以内 1建築・工作物総和	—	1壁面に2個以内 1壁面の1/2以内	
	突出広告	—	20㎡以内	1m以下 (路端)	広告物の下端が歩道：2.5m以上 車道、歩車道4.5m以上	
	つり下げ広告	—	20㎡以内	—	広告物の下端が高さ2.5m以上	
電柱類を利用するもの	電柱・鉄柱広告 袖付広告	歩道上2.5m以上 車道上4.5m以上	—	突出幅0.8m以下 縦1.2m以下 横0.8m以下	◇傾斜した電柱・支柱に巻き付けたものでないこと ◇道路上は発行塗料等したものでないこと	
	電柱・鉄柱広告 巻付広告	下端が地上から0.5m以上	—	縦1.5m以下	◇電柱・街燈1本につき袖付・巻付・街燈広告1個 ◇直接描写したものでないこと	
	街燈広告	下端が地上から歩道上2.5m以上 車道4.5m以上	照明部分は2/3以内	—		
その他の広告物	アド・バルーン	ロープの長さ50m以下	8㎡以下	—		
	アーケード添加 広告	下端が地上から歩道上2.5m以上 車道4.5m以上	片面積1㎡以下	—	◇規格統一1商店1個 ◇歩道上添加の場合は、車道に面する側は表示しないこと	
	アーチ及び 横断幕	下端が地上から歩道上2.5m以上 車道4.5m以上	—	—	◇アーチ広告幅1.5m以内 ◇横断幕幅1m以内	
	はり紙、はり札 広告旗、立看板 等	—	ポスター、貼り紙の類0.5㎡以下	—	◇1壁面2個以内 ◇広告旗・立看板幅0.9m以下、長さ2m以内	
	照明式バス停留 所標識添加広告	照明表示ボックスの最下段	照明表示ボックスの面積1/3以下	—	個数は2個（歩道面と非対向面）	

◇屋外広告物許可基準② 湯布院地域（ただし、禁止地区を除く）

（注）平成22年4月以降新規に設置した広告物が対象

種 別	高さ	面積 ※	突出幅	そ の 他	備 考	
野立看板	広告板	4m以下	10㎡以内	—	道路上に突出したものでないこと	広告物が動く物や、電飾が点滅する物、電飾で文字を表示する物は設置不可 ◇面積により手数料は異なる ◇照明を伴うものは 手数料が倍額 ◇条件により1年・3年更新に別れる ※3年更新物件とは 管理者が有資格者であること。また、4m以上の広告物は管理者が有資格者であること。経過措置期間平成32年3月31日とする。
	広告塔	6m以下	10㎡以内	—		
	サイン・ポール	6m以下	6㎡以内	—		
建築物を利用するもの	屋上広告	6m以下かつ建築物の高さの2/3以下	10㎡以内	—	周囲の景観に考慮し、極力設置しないよう努力すること やむを得ず設置する場合は、必要最小限度の規模とすること	
	壁面広告	—	8㎡以内	—	1壁面に2個以内 1壁面の1/2以内	
	突出広告	広告物の上端は設置壁面の上端が1.0m以下の場合 は設置壁面の上端まで 設置壁面の上端が1.0mを越える場合は1.0mまで	8㎡以内	1m以下 (建築限界)	広告物の下端は 歩道：2.5m以上 車道・歩車道：4.5m以上	
	つり下げ広告	広告物の下端が高さ2.5m以上	20㎡以内	—	—	
電柱の類を利用するもの	電柱・鉄柱広告 袖付広告	歩道上2.5m以上 車道上4.5m以上	—	突出 幅0.8m以下 縦1.2m以下 横0.8m以下	◇傾斜した電柱・支柱に 巻き付けたものでないこと ◇道路上は発行塗料等したものでないこと	◇電柱・街燈1本につき袖付・巻付・街燈広告1個 ◇直接描写したものでないこと
	電柱・鉄柱広告 巻付広告	縦1.5m以下 下端が地上から0.5m以上	—	—		
	街燈広告	下端が地上から歩道上2.5m以上 車道4.5m以上	照明部分の2/3以内	—		
その他の 広告物	アド・バルーン	ロープの長さ50m以下	8㎡以下	—		
	アーケード添加 広告	下端が地上から歩道上2.5m以上 車道4.5m以上	片面積1㎡以下	—	◇規格統一1商店1個 ◇歩道上添加の場合は、 車道に面する側は表示しないこと	
	アーチ及び 横断幕	下端が地上から歩道上2.5m以上 車道4.5m以上	—	—	◇アーチ広告幅1.5m以内 ◇横断幕幅1m以内	
	はり紙、はり札 広告旗、立看板等	—	ポスター、貼り紙の類0.5㎡以下	—	◇1壁面2個以内 ◇広告旗・立看板幅0.9m以下、長さ2m以内	
	照明式バス停留 所標識添加広告	照明表示ボックスの最下段	照明表示ボックスの面積1/3以下	—	個数は2個（歩道面と非対向面）	
上記以外の広告物については、他の地域と同じ基準とする						

※各種別ごとの面積基準値は、一建築物、一工物あたりの総和である。

◇禁止地区適用除外基準（要許可申請）① 挟間・庄内地域

種 別	高さ	面積 ※	突出幅	そ の 他	備 考
野立看板	広告板	4m以下	10㎡以内	—	◇自家用であり、自己の住所・事業所・営業所・作業場に設置の場合 ◇道路上に突出したものでないこと ◇各種別ごと1個 ◇屋上又はへいに表示不可 ◇複数設置の場合は面積合計が40㎡以内
	広告塔	8m以下	15㎡以内		
	サイン・ポール	6m以下	6㎡以内		
建築物を利用するもの	突出広告	上端は5m以下	8㎡以内	1m以下 (建築限界)	
	壁面広告	上端は5m以下	8㎡以内	—	
屋上広告	設置不可				
へいに設ける 広告物	設置不可				

◇禁止地区適用除外基準（要許可申請）② 湯布院地域（平成22年4月以降新規に設置した広告物が対象）

種 別		高さ	面積 ※	突出幅	そ の 他	備 考
野立看板	広告板	4m以下	10㎡以内	-	-	◇自家用であり、自己の住所・事業所・営業所・作業場に設置の場合 ◇道路上に突出したものでないこと ◇各種別ごと1個 ◇屋上又はへいに表示不可 ◇複数設置の場合は面積合計が40㎡以内
	広告塔	6m以下	10㎡以内			
	サイン・ポール	6m以下	6㎡以内			
建築物を利用するもの	突出広告	上端は5m以下	8㎡以内	1m以下 (建築限界)	8㎡以内かつ1壁面の1/2以内	
	壁面広告	上端は5m以下	8㎡以内	-		
屋上広告		設置不可				
へいに設ける広告物		設置不可				

※各種別ごとの面積基準値は、一建築物、一工作物あたりの総和である。

* 由布院盆地景観計画区域内基準

1. 広告物に使用する色彩は上記（マンセル値表）の色相の区分に応じること
2. 広告物には原則として写真を掲載しないものとする。やむを得ず写真を掲載する場合は、表示面積の3分の1以内とする

その他

禁止物件の規 石垣・擁壁や銅像・景観重要樹木等の禁止物件に管理者または所有者が管理上必要に基づき表示する広告物
定は適用なし * 禁止地域内は2㎡以内 許可地域内は3㎡以内